

インボイス制度 対策セミナーのご案内

2023年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を交付するためには適格請求書発行事業者となる必要があり、事前に登録申請の手続きが必要となります。売手は買手である取引先から求められたときは適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるためには取引先から交付される適格請求書の保存等が必要となります。

このセミナーでは「インボイス制度」の概要や、今後とるべき準備と対応について分かりやすく解説いたします。

日時 令和3年12月17日（金）
14:00～16:00

場所 とやま朝日町北陸街道
五叉路 Cross Five 2階会議室
（下新川郡朝日町泊418）

受講料 無料

定員 20名

講座内容

- インボイス制度の概要
- インボイス制度の留意点
- 適格請求書発行事業者の登録申請手続
- 今後のスケジュールと対応について

★ お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXまたは商工会窓口で

12月14日（火）までにお申込みください。

★ お問い合わせ先

朝日町商工会

TEL：83-2280 / FAX：83-2282

■ 講師 ■ 中島淳弥税理士事務所

なかじま じゅんや
税理士 中島 淳弥 氏

【主催】 朝日町商工会

※新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用・検温・消毒にご協力をお願いいたします。
また、体調の優れない方は出席をお控えくださいますようお願いいたします。

12/17（金）インボイスセミナー申込書

朝日町商工会 行 FAX：83-2282

令和3年 月 日

事業所名	TEL
	FAX
所在地	
受講者名	

※ご記入いただいた内容は、当事業運営のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。